

NPO 生涯学習申込規定

NPO 生涯学習の通学・通信講座・商品をお申し込みの方は、申込時にこの NPO 生涯学習申込規定（以下「本規定」という。）をご理解・ご了承の上、これを各自大切に保管し、遵守して下さい。

第 1 条【適用範囲】

NPO 生涯学習：特定非営利活動法人エヌピーオー生涯学習（以下「当団体」という。）が実施又は販売する通学講座（以下「通学講座」という。）、及び通信講座（DVD 講座、収録した映像講義をインターネット配信する Web 通信講座等を以下「通信講座」といい、又、通学講座と通信講座をあわせて以下「講座」という。）、並びに当団体が販売する講座以外の書籍・DVD 等の商品の申込については、本規定により取り扱います。

第 2 条【受講契約の成立】

1. 講座の受講契約の成立時期は次の通りとなります。従って、講座申込の前に、金融機関を通じて受講料を支払った段階、或いは、電話やインターネットで注文した段階では受講契約は成立しません。

【原則】 お客様の受講申込手続きが完了し、当団体がお客様に対して仮受講証を含む受講証を発行又は発送した時、或いは、当団体がお客様に対して通信講座の教材を発送した時の何れか早い時点。

2. 講座申込書等（講習申込書を含む。以下同様。）は、当団体所定の書式を使用し、所定の事項全てを正確に記入して下さい。尚、不明な点については、当団体事務局にお問い合わせ下さい。

講座申込書の記載の不備・誤記、講座申込書又は本規定についての不知・誤解釈があったとしても、講座申込書記載事項及び本規定を申込内容とします。又、これによる不利益については、当団体は責任を負いかねます。

第 3 条【解約・返金等】

1. 本条で使用する用語の定義は次の通りとします。

- i 「受領済受講料」とは、当団体がお客様から実際に受領した金銭の額をいいます。当団体が複数の講座を一括して価格を設定したコースまたはパック講座については、当該コースまたはパック講座全体の受領済受講料を基準とし、それ以外の講座については、当該講座ごとの受領済受講料を基準とします。

- ii 「講座開始」とは、以下のものをいいます。

1. <通学講座のうち、生講義・ビデオ講義の場合>

お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、当団体が生講義の初回を実施したことをもって「講座開始」とします。

2. <DVD 等のメディアに収録された講座。（以下、「メディア講座」という。）>

お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、「教材到着済」をもって「講座開始」とします

2. 受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当団体に対して、受講契約の取消・解約及び返金請求等のお申し入れをすることができます。尚、基本受講形態（単独で受講申込が可能であり、且つ当該受講申込により、講座を受講し、教材の提供を受けることが可能となる、当団体が講座の核として設定した受講形態をいう。以下同じ。）に付随して、追加受講形態（有償・無償を問わず、基本受講形態の受講申込をしたお客様に限り基本受講形態に追加して申し込むことが可能な、当団体が講座のオプションとして設定した受講形態をいう。以下同じ。）のご利用を申し込んだ場合、基本受講形態に係る受講契約の取消・解約は、当然に追加受講形態に係る受講契約の取消・解約

を伴うものとし、追加受講形態に係る受講契約のみを存続させることはできません。又、取消・解約のお申し入れの際には、次の各号に定める書面の提出が必要となります。

- i お客様ご本人様が死亡した場合：NPO生涯学習所定の解約等申入書及びご本人様の相続人であることを証明する書面（被相続人の除籍謄本若しくは抄本、並びに相続人全員の戸籍謄本若しくは抄本及び同意書）
 - ii お客様ご本人様について、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合等により、受講することが不能又は著しく困難、或いは不必要になった場合：NPO生涯学習所定の解約等申入書
 - iii お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合：NPO生涯学習所定の解約等申入書
 - iv その他の個人的事由により、受講することが不能又は著しく困難であるとお客様ご自身若しくはその法定代理人等が判断した場合：NPO生涯学習所定の解約等申入書
3. 前項のお申し入れは、原則としてご本人様又はその相続人が行うものとします。但し、ご本人様又はその相続人が申入れを行うことができない場合は、その代理人により行うことができますが、前項各号に定める書面に加えて以下の書面の提出が必要となります。
- i 法定代理人による申入れの場合：代理権を証明する書面（戸籍謄本もしくは続柄が記載された住民票）
 - ii 任意代理人による申入れの場合：代理権を証明する書面（ご本人様の実印が押捺されたNPO生涯学習所定の委任状およびご本人様の印鑑証明書）

4. 本条第2項のお申し入れに基づき、当団体がお客様に返金する場合、返金額は次の通りとします。（1円未満は四捨五入します。）

i 受講申込後講座開始前の取消・解約等

講座開始前の取消・解約等により、当団体がお客様に返金する金額は、下記の通り算出します。

「受領済受講料」－「解約手数料」－「追加差引額」＝返金額

※「解約手数料」は、2万5千円又は「受領済受講料」の20%に相当する額のいずれか低い額とします。

ii 講座開始後の取消・解約等

1. 講座開始後の取消・解約等により、当団体がお客様に返金する金額は、下記の通り算出します。

「受領済受講料」－「実施済受講料」－「解約手数料」－「追加差引額」＝返金額

※「実施済受講料」は、取消・解約等のお申し出までに、本号b.に定める「実施済」に達した講義の受講料に相当する額とします。

※「解約手数料」は、「受領済受講料」－「実施済受講料」＝「基準額」として、5万円又は「基準額」の20%に相当する額のいずれか低い額とします。

2. 実施済とは以下の場合をいいます。

1 イ. <通学講座のうち、生講義・ビデオ講義・道場の場合>

お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、取消・解約等のお申し入れ時までに、当団体が講義を実施したことをもって「実施済」とします。

尚、Web フォローが付帯している通学講座の場合、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、当団体が Web フォローを配信開始した時をもって、又、DVD フォローが付帯している通学講座の場合、取消・解約のお申し入れ時までに、「教材到着済」となっている講義については、「実施済」とします。

2 ロ. <「メディア講座」の場合>

お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、取消・解約のお申し入れ時までに、「教材到着済」となっている講義については、「実施済」とします。

3 ハ. <「Web 講座」の場合>

- 1 (1)教材発送を伴わない講座においては、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、「講義配信済」をもって「実施済」とします。
- 2 (2)教材発送を伴う講座においては、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、お客様が受講可能になったことをもって、「実施済」とします。すなわち、「教材到着済」且つ「講義配信済」となっていることをもって、「実施済」とします。但し、教材が未発送であっても、配信済の講義をお客様が受講した場合には、「実施済」とします。

3. 前記イ～ハの複合形態によるコース・講座については、イ～ハの講座区分に分けて、それぞれの受領済受講料について、前記イ～ハを適用し、実施済受講料を算出します。

iii 「追加差引額」とは、お客様が該当する事由に応じて、以下に定める額とします。尚、お客様が複数の事由に該当する場合には、それぞれに定める額の合計額を追加差引額とします。

0 <講座申込等を要件として特典の提供を受けた場合>

取消・解約等によって、特典(当団体がお客様に対して、本規定に基づく講座・商品の購入・お申込等を要件として当該講座・商品等に付随して提供する、物品・金券・ポイント・その他の経済的利益の一切をいう。以下同じ。)の提供を受ける要件を満たさなくなった場合、特典の種類に応じて、以下に定める額を追加差引額とします。

- 1 イ. <特典が物品である場合> 提供した物品の販売価格相当額を追加差引額とします。尚、当該物品が一般には販売されていない場合には、当該物品の価格として合理的な額(「合理的な額」とは、同等の物品等が市場に流通した場合に、その価格として社会通念上相当と認められると当団体が判断した額をいう。以下同じ。)を追加差引額とします。
- 2 ロ. <特典が金券である場合> 提供した金券の額面金額を追加差引額とします。
- 3 ハ. <特典がサービスその他の経済的利益である場合> 提供した特典の価格として合理的な額を追加差引額とします。

iv 本項に基づき算出した返金額が0円未満となった場合には、次の方法で算出する支払額を、お客様から当団体に対して、お支払いいただきます。

「実施済受講料」+「解約手数料」+「追加差引額」-「受領済受講料」=支払額

5. 講座内容については、各種パンフレット等、電話でのお問い合わせ等により、予めご確認下さい。
6. 特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)が適用されるお取引の取消・解約については、特商法及び同法関連の政令・規則等の定めによるものとします。
7. お取引の取消・解約に伴い当団体がお客様から教材等の返品を受ける場合、返送料はお客様にご負担いただきます。
8. 本条に基づく返金請求権は譲渡することができず、又、その返金方法はお客様若しくはその相続人名義の金融機関の口座への振込の方法により行います。尚、振込手数料その他返金に必要な費用は、お客様にご負担いただきます。

第4条【受講料のお支払】

1. お客様は、講座申込書等に記載された受講料を、当団体所定の方法により、所定の期日までに、当団体に対して支払うものとします。
2. 受講料の支払は、銀行振込によって取り扱います。振込手数料はお客様のご負担となります。
3. 銀行振込の場合、通帳記帳をもって、入金完了を確認いたします。
 - i 通帳に記帳されていないため、入金確認がとれない、受付手続を完了できない、若しくは大幅に遅延した場合、当団体では責任を負いかねますので、ご注意下さい。

第5条【役務の提供～通学講座】

1. 当団体は、お客様に対して、当社が発行するパンフレット等に記載された講座の中からお客様が選択した申込内容の役務を、申込受講地にて提供します。
2. 当団体において止むを得ない事情があると認めた場合には、お客様のお申し出に基づいて、受講地・受講時間・受講形態を変更することができるものとします。但し、これにより受講料に不足金が生じた場合には差額をお支払いいただきます。
3. コース申込の場合、申込時点で受講クラスが決定できないときは、当団体所定の期間内にクラス決定手続きをおとり下さい。万一、期間内に手続きをおとりいただけない場合には、当団体の判断にてお客様のクラスを決定させていただきます。
4. 申込講座の受講申込者数が少人数の場合、他諸般の事情により、当団体の判断において、その実施形態を通信等に変更すること、又は、講座の開講を中止とする(不開講とする)こと、ができるものとします。

この変更により、受講料に差額が生じる場合には、差額をお客様に返金いたします。この場合、返金金額に利息は付与しません。

この場合の返金が発生した際の振込手数料につきましては、当団体で負担いたします。

尚、実施形態の変更及び不開講により生じた不利益については、当団体は責任を負いかねます。

5. 講座担当講師・受講地・受講時間については、途中変更が生じる場合があります。

第6条【役務の提供～通信講座】

1. 通信講座の教材類(以下、「通信教材」という。)の発送については、原則として、以下 i・ii に従い、お客様ご指定の発送先住所とお客様本人のお名前を宛先とします。ご不在または宛先の住所にお住まいでないなどの事由で返送となった場合には、未受講の通信教材の預かり期間は、当該講座の受講期間終了日までとし、以降は廃棄いたしますので予めご了承ください。
 - i パンフレット等に発送日の記載があるものは、当該日程に基づき発送いたします。
 - ii パンフレット等で発送日が確定していないもの、或いは、パンフレット等の初回発送日を過ぎてからお申込がなされた場合は、講座申込手續完了日から1週間程度かかります。但し、在庫切れ等の場合には、1ヵ月程かかる場合もございますので、お急ぎの場合等には予めお問い合わせ下さい。
2. 通信教材に関するお取り替え(乱丁・落丁、録音不良等の場合)等の一切の請求は、受講期間終了日までとします。
3. 講座担当講師については、途中変更が生じる場合があります。
4. DVD 通信教材は、一部の古い DVD 再生機、パソコン、ゲーム機では再生できない可能性があります。お客様がお持ちの再生機等で再生可能か否かを事前にご確認の上お申し込み下さい。DVD 教材自体に瑕疵がない場合は、お客様側の再生機・動作環境等のご都合により教材の視聴ができないことを理由とする解約はお受けしておりません。

また、再生機、パソコン等での視聴に関するサポートはしておりません。
5. 当団体がインターネットにより配信する講義・教材等のご利用可能期間は、パンフレット・スケジュール冊子・Web サイト等でご案内した当団体所定の視聴・配信期限までとします。期限を過ぎると視聴又はダウンロード等の利用ができなくなりますのでご注意ください。
6. 当団体は、次の場合には、Web 通信講座の利用を制限する場合があります。これによりお客様の利用が制限された場合であっても、当団体は責を負いません。
 - i 当団体が Web 通信講座を提供するシステムに関する技術上の理由により、一時的な使用制限が必要と判断した場合
 - ii Web 通信講座の提供に必要な設備に故障が生じた場合
 - iii 停電、火災、地震その他不可抗力により、Web 通信講座の提供が困難な場合
 - iv その他、Web 通信講座を提供できない合理的な理由が生じた場合
7. 当団体は、前項の規定により、Web 通信講座の利用を制限するときは、原則として当団体のウェブサイト上に掲載する

方法により受講生に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

8. 当団体は、本条第6項各号の事由、その他メディア供給事情等により、通信講座メディアを他のメディアへ変更することがあります。

第7条【受講証明書】

当団体の講座受講者に対しては、原則受講証明書は発行いたしておりません。

第8条【通学講座のご利用について】

1. 受講生等の館内呼び出しは一切行っておりません。
2. 館内のコンセントは一切使用禁止です。使用が発覚した場合には退室、解約等の措置をとらせていただきます。
3. 講義教室内での携帯電話の使用は禁止します。
4. その他、施設利用に際しては、その各施設の教室利用規則、パソコン利用規則等、所定のルールを遵守して下さい。

第9条【物品の販売】

1. 当団体が販売する講座以外の書籍・レジュメ等の商品のお申込については、乱丁・落丁等、当社の帰責事由に基づく場合を除き、お客様のご都合によるキャンセル・返品は認められません。但し、特商法が適用されるお取引の取消・解約については、特商法及び同法関連の政令・規則等の定めによるものとします。
2. お取引の取消・解約に伴い、当団体の責に帰すべき事由によらずに当団体がお客様から商品の返品を受ける場合、返送料及び返金に係る費用はお客様にご負担いただきます。

第10条【NPO生涯学習教材の著作権】

1. NPO生涯学習教材とは、当団体が実施する各講座で使用するテキスト、レジュメ、板書、及び講義が収録されたカセットテープ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM その他メディア等、いかなる媒体であるかを問わず、文字・音声・画像情報のいずれかが記録されたものすべてをいいます。インターネット等の回線を通じてダウンロードした講義の映像データ、音声データ、テキスト・教材等のデータも、これに含まれます。
2. 前項のNPO生涯学習教材の著作権、商標権等の一切の権利は、すべて当団体に帰属します。
3. 当団体は、当団体と受講契約が成立したお客様に対して、受講料等の対価としてNPO生涯学習教材を貸与し、お客様ご自身がされる学習の目的の範囲に限り、一身専属的にその使用权を与えます。お客様に貸与したNPO生涯学習教材の著作権等の知的財産権をお客様に付与するものではないことはもとより、NPO生涯学習教材について、お客様に対して、処分権限(管理・処分権限(譲渡・貸与・担保権の設定等))を与えるものではありません。

第11条【不正受講等】

1. NPO生涯学習教材について、以下の行為を禁止します。尚、当該行為によって、行為者が対価・利益を得たか否かを問いません。
 - i NPO生涯学習教材を複製する行為
 1. テキスト・レジュメ等を、受講生本人が学習に利用する範囲を超えて、紙媒体又はデータ化して複製し、または第三者に複製させる行為
 2. テキスト・レジュメ等を、NPO生涯学習に無断で講座使用テキストとして使用する行為
 3. Web 講座・メディア講座等を複製、保存し、又は、そのデータを他人に譲渡する行為
 4. その他、上記に準ずる行為
 - ii NPO生涯学習教材の、貸与・譲渡・共有・担保の設定等を行う行為
 1. 第三者に対して、メディア講座の全部又は一部を、貸与・譲渡(オークションでの売却、古本屋への売却等)・共有等

を行う行為。

2. 第三者に対して、Web 講座のID・パスワードの全部又は一部を、貸与・譲渡・共有等を行う行為。

iii 受講証の不正利用

1. NPO生涯学習の講座を受講する権利は、受講申込書において受講生として申請されているご本人様に一身専属的に帰属し、第三者に貸与・譲渡したり、担保の用に供することはできません。

2. 受講証は、受講生ご本人様の「NPO生涯学習の講座を受講する権利」を証明するものですから、受講生ご本人以外は一切使用できません。

iv NPO生涯学習教材の違法複製・違法アップロード・違法ダウンロード

1. NPO生涯学習教材の映像データ・音声データを複製する行為(記録媒体を問いません。)

2. NPO生涯学習教材の映像データ・音声データ(複製物を含みます。)を、データ共有サイトに掲載する等、インターネット上にアップロードする行為。

3. NPO生涯学習の許可なくインターネット上にアップロードされているNPO生涯学習教材の映像データ・音声データ(複製物を含みます。)を、NPO生涯学習の許可なくアップロードされているものであることを知りながらダウンロードする行為。

4. その他、上記に準ずる行為。

v その他、当団体の著作権等を侵害し、当団体とお客様との間の受講契約等に違反する行為

2. 通学講座・Web 講座・メディア講座のいずれか2つ以上を同時に購入した場合には、それぞれについて該当する本条各条項を適用します。

3. 本条その他、本規定に違反する行為が行われた場合には、当団体は次の通り対応します。

i 受講証を使用した不正受講、若しくはその虞れのある行為(写真の貼替、数字の改竄等)があった場合には、当団体は、受講契約上の債務不履行を原因として、当該不正受講者との受講契約を直ちに解除します。その場合、当該不正受講者は当団体に対して、受講証・NPO生涯学習教材を直ちに返還し、受講資格・その他一切のNPO生涯学習に対する請求権を喪失するとともに、既払受講料とは別に、損害賠償として当該講座受講料相当額を支払うものとします。

ii オークションサイト運営事業者等に対して、販売の停止、オークション ID の削除等を求めます。

iii 民事上の損害賠償等の請求手続をとるほか、当該不正受講が刑事罰に該当する態様で行われた場合には、告訴、告発等の法的手続をとります。

第 12 条【個人情報の取り扱い】

NPO生涯学習のプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱うものといたします。

第 13 条【信義則】

お客様は、信義則に従って本規定を遵守するものとします。万一、お客様が本規定に違反したものと当団体が判断した場合、又は、その他の行為によりお客様が当団体の業務を著しく妨害したものと当団体が判断した場合には、当団体は何らの通知なくしてお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引をお断りすることができるものとします。

尚、解約に伴う返金額は、第 3 条 4 項の算式を準用します。

第 14 条【不可抗力】

地震、火災・その他の天変地異等、止むを得ない事情による講義の中止、発送の遅延等については、当団体は責任を負いかねます。

第 15 条【変更権】

当団体が必要と判断した場合には、いつでも本規定を変更することができます。変更内容については、当団体ホームページ上において公表します。

第 16 条【管轄】

万一、当団体とお客様との間に争訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

第 17 条【施行日】

本規定は、2016 年 11 月 1 日より施行いたします。

本規定は予告無く改定する場合がありますので、予めご了承下さい。

NPO 生涯学習プライバシーポリシー

1. はじめに

特定非営利活動法人エヌピオー生涯学習(NPO 生涯学習;以下「当団体」といいます)は、お客様のプライバシー・個人情報(以下、「個人情報」といいます。)の保護を重要な課題と考え、ネットワーク社会における責務を果たしてまいります。

2. 個人情報の定義について

本ポリシーにいう個人情報とは、お客様の氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報で、このうちの1つまたは複数の組み合わせにより、お客様個人を特定することのできる情報を意味します。

3. 個人情報の利用について

当団体では、ご提供いただいた個人情報を受験票・合格証等の発送、お客様へのご連絡、講座・研修のご案内、当団体のサービス・商品等のご案内、成績発表、その他アクセス状況の分析等の目的に利用させていただきます。また、当団体は、お客様に質の高い総合情報を提供させて頂くために賛助会員及び次の関連団体(以下「賛助会員等」という)と個人情報を共有させていただき、賛助会員等のサービス・商品等に関するご案内に利用させていただきますので予めご了承下さい。

株式会社東京リーガルマインド 及び 同 グループ

当団体(賛助会員等を含む)は個人情報を、お客様の同意なく上記利用目的以外には利用いたしません。但し、次の場合は除きます。

一. 法令に基づく場合

二. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. 個人情報の第三者への非開示

当団体は、お客様の同意無く、賛助会員等を除く第三者へお客様の個人情報の開示はいたしません。但し、次の場合には、第三者への開示をすることがあります。

一. 法令に基づく場合

二. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5. 第三者の範囲

当団体は、4 記載のとおり、第三者へお客様の個人情報を開示いたしません。但し、次の場合には、第三者への開示に該当しないものとします。なお、当団体が個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、当該個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

一. 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

二. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

三. 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共

同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

6. SSL(Secure Socket Layer)について

当団体のウェブサイトは、お客様の個人情報を保護するために「SSL」に対応しています。業界標準の SSL 技術を使用することにより、お客様が入力された氏名、住所、電話番号等の個人情報が自動的に暗号化されて送受信されます。

これにより、当団体では、お客様の個人情報の安全管理を確実にし、個人情報が漏洩、滅失、又は毀損することがないように、また本来の目的外に使用されないことがないように十分留意しております。

7. クッキーについて

当団体のウェブサイトには、「クッキー(Cookie)」を利用したページがあります。お客様が当サイトを再度ご利用いただく際に、より便利に情報を取得していただくためのものであり、お客様のプライバシーを侵害するものではありません。

なお、ブラウザの設定により、クッキーの機能を無効にした場合は、それによりウェブページ上のサービスの一部がご利用いただけなくなりますので、予めご了承ください。

8. お客様のアクセスログについて

当団体のウェブサイトでは、アクセスされたお客様の情報をアクセスログという形で記録しています。アクセスログには、アクセス日時、ドメイン名、IP アドレス、ご使用されているブラウザの種類などが含まれますが、個人を特定できる情報は含まれません。このアクセスログは、利用状況に関する統計分析のために当団体及び賛助会員等の関連団体に限って活用され、それ以外の目的で利用されることはありません。

9. 個人情報の訂正等について

お客様が既に登録した個人情報の開示・訂正・利用停止(以下、総称して「訂正等」といいます。)を希望される場合は、TEL、e メールによりご連絡下さい。その際、訂正等手続きについてご案内いたします。なお、訂正等にあたっては、ご本人を確認する証明書などが必要となりますので、予めご了承ください。

10. リンク先のサイトに関して

当団体のウェブサイトからリンクされている他のウェブサイトにおいては、お客様の個人情報の安全確保については、当団体は責任を負いかねます。各リンク先においては、個人情報の取り扱いに関する規程内容をご自身でご確認いただき、安全を確保されるようお勧めいたします。

11. 関係法令及びその他の規範の遵守について

当団体では、お客様にご提供いただいた個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守いたします。また、日本国の従うべき法令その他の規範の変更にともない、本ポリシーを改定することがあります。その際は、当団体ウェブサイト上、電子メールなどで直ちにご案内いたします。なお、本ページの内容は、ウェブへの掲載日以降適用するものとします。

12. お問い合わせについて

当団体サイトの個人情報の取り扱いに関するご意見・ご質問は、下記までお問い合わせください。

NPO 生涯学習 TEL:03-5913-6416

eメール:career@npo-sg.com

(2016年11月1日改定)